

経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	2
【議案第13号】平成28年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	3
【議案第14号】平成28年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）	4
【議案第16号】矢板市中小企業及び小規模企業の振興に関する条例の制定について	6
【議案第20号】特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	8
【議案第28号】矢板市農村公園条例の一部改正について	9
【議案第29号】矢板市工場立地法準則条例の一部改正について	9
【議案第30号】矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について	10
【議案第31号】矢板市営住宅条例の一部改正について	12
【議案第35号】市道路線の認定について	13
【陳情第22号】「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情（継続）	14
【委員長報告】	16
【閉会】	16

1 日 時

平成29年3月9日(木) 午前8時52分（開会）～午前11時18分（閉会）

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員（8名） 委員長 宮本妙子
副委員長 伊藤幹夫
委 員 藤田欽哉、佐貫薫、中村久信、
渡邊孝一、今井勝巳、大貫雄二

4 欠席委員 なし

5 説明員（20名）

(1) 農業振興課（3人）

①農業振興課長 津久井保 ②地籍調査班長 石川節夫

③整備振興担当 小林徹

(2) 商工林業観光課（2人）

①商工林業観光課長 森田昭一 ②観光工業担当 山口武

(3) 都市建設課（5人）

①都市建設課長 阿部正信 ②市街地整備班長 和田理男

③管理住宅担当 谷中清吉 ④建設担当 柳田豊 ⑤維持担当 江連康一

(4) 教育総務課（１人）

①教育総務課長 塚原延欣

(5) 生涯学習課（５人）

①生涯学習課長 大谷津敏美智 ②スポーツ推進班長 斎藤正樹

③矢板公民館長 田城博子 ④泉公民館長 塚原明

⑤片岡公民館長 塚原博実

(6) 農業委員会事務局（１人）

①担当主幹 坪山好治

(7) 上下水道事務所（４人）

①上下水道事務所長 赤羽尚起 ②下水道班長 高橋弘一

③担当主幹 藤田範行

6 担当書記 相馬 香織

7 付議事件

【議案第１３号】平成２８年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

【議案第１４号】平成２８年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）

【議案第１６号】矢板市中小企業及び小規模企業の振興に関する条例の制定について

【議案第２０号】特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

【議案第２８号】矢板市農村公園条例の一部改正について

【議案第２９号】矢板市工場立地法準則条例の一部改正について

【議案第３０号】矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について

【議案第３１号】矢板市営住宅条例の一部改正について

【議案第３５号】市道路線の認定について

8 会議の経過及び結果

【開会】

○委員長（宮本妙子） ただいまの出席委員は８名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。ただいまから、経済建設文教常任委員会を開会する。

（８時５２分）

○委員長 この際、議事に入る前に直ちに別紙日程により現地調査を行いたいと思うが、異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩する。 (8時53分)

(休憩)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。 (9時55分)

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は

【議案第13号】平成28年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

【議案第14号】平成28年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

【議案第16号】矢板市中小企業及び小規模企業の振興に関する条例の制定について

【議案第20号】特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

【議案第28号】矢板市農村公園条例の一部改正について

【議案第29号】矢板市工場立地法準則条例の一部改正について

【議案第30号】矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について

【議案第31号】矢板市営住宅条例の一部改正について

【議案第35号】市道路線の認定について

の9件である。

【議案第13号】

○委員長 「議案第13号 平成28年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道班長（高橋弘一）

（「平成28年度矢板市補正予算書」15ページを朗読。「平成28年度矢板市補正予算書」16ページから18ページにより説明。詳細について「平成28年度予算に関する説明書」40ページ及び41ページにより説明。）

第2表 繰越明許費

2款1項、下水道建設費は、水処理センター建設事業で4,760万円の繰り越し。水処理センター建設事業においては、水処理設備の更新工事を平成28年度から平成29年度までの2ヶ年で実施することで現在進めている。平成28年度は日本下水道事業団に工事発注等の委託をし、工事の発注を進めていたが、2度にわたる入札不調により日本下水道事業団と工事業者との工事請負契約が1月になったことにより、平成28年度分の予算の執行については繰越となるもの。

第3表 地方債補正

1 地方債の変更

補正前の限度額1億6,210万円から、補正後限度額を1億5,630万円に変更するもの。

歳入

3 款 1 項 1 目、下水道事業費国庫補助金は、国庫補助金額の確定により 5 7 5 万円の減額。
6 款 1 項 1 目、雑入は、片岡中学校東側の市道、高倉通りの整備事業を行っているが、その事業に伴い下水道管の移設工事が必要になり、それに伴う工事負担金。事業費の確定見込みにより 9 0 0 万円の減額。

7 款 1 項 1 目、下水道事業債は、今回の補正に関わる水処理センター建設事業の減額に伴う市債の減で、5 8 0 万円の減額。

歳出

2 款 1 項 1 目、下水道建設費は、2, 0 5 5 万円の減額。事業が 2 件ある。下水道管渠築造事業で、高倉通り整備事業に伴う下水道管の移設工事に関わる設計委託料と工事請負費の減額。理由は、下水道管の圧送管の移設工事の方法を安価な方法に変更したことによる減額。当初については、マンホールポンプから汚水を圧送している圧送管の移設であり、汚水の送水を止めないで施工する計画だった。片岡地区は 4 月からつつじヶ丘住宅団地を下水道に接続する予定であったため、汚水量が多くなるということであり、汚水の送水を止めないで施工する予定であった。つつじヶ丘住宅団地を接続した後に汚水量のデータを調査した結果、圧送している汚水の送水を一時止め、溜まった汚水をバキューム車で搬送することが可能となったため、工事費等が減額になった。水処理センター建設事業で、国庫補助金の確定により事業費が減額となったもの。

○委員長 これより議案第 1 3 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第 1 3 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 1 3 号は、原案のとおり可決された。

【議案第 1 4 号】

○委員長「議案第 1 4 号 平成 2 8 年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○市街地整備班長（和田理男）

（「平成 2 8 年度矢板市補正予算書」1 9 ページを朗読。「平成 2 8 年度矢板市補正予算書」2 0 ページ及び 2 1 ページにより説明。詳細について「平成 2 8 年度予算に関する説明書」

４６ページ及び４７ページにより説明。）

歳入

１款１項１目、保留地処分金。当初全６５区画中の残１５区画の販売を見込んでいた。補正予算計上時に販売１件であり、残分１４区画に対しての減額。７，７２９万円の減額。

１款１項２目、清算金は、区画整理事業において仮換地の面積に対する実施した工事の結果による面積の差違、増減に対して、金銭の寄付若しくは徴収にて清算するもの。今回の減額の理由は、地区内に当初あった大蔵省、現財務省所管の国有地、所謂畦畔を、矢板市の土地として、普通財産として換地した。結果的に４，０００㎡を矢板市の普通財産として購入した形になることから、その分の清算金として５１４万５千円を見込んでいた。結果的に、この会計処理上、金銭の授受を一般会計から特別会計に納付処理するのではなく、２款の繰入金にて一括して繰入することがより事務的に効率的という判断から減額するもの。

２款１項１目、一般会計繰入金は、６，４７９万３千円の増。１款の減額分から３款の繰越金並びに歳出の減額分を差し引いた６，４７９万３千円を一般会計から繰り入れるもの。

３款１項１目、繰越金は、１，３６４万２千円の増。昨年度末に保留地が売却できたことから、決算として残になった１，３６４万２千円を繰越金として計上するもの。

歳出

１款１項１目、土地区画整理費は、４００万円の減。委託料１５０万円の減は、本年度に行った本換地処分に伴う登記事務等の執行残。工事請負費２５０万円の減は、保留地処分、保留地の水道取り出し等での執行残。

○委員長 これより議案第１４号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○今井委員 確認だが、この特別会計は今年度で終了か。

○市街地整備班長 平成２９年度で終了である。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第１４号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第１４号は、原案のとおり可決された。

【議案第16号】

○委員長 「議案第16号 矢板市中小企業及び小規模企業の振興に関する条例の制定について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○商工林業観光課長（森田昭一）

（「議案書」6ページを朗読。制定の経緯を説明後、「議案書」7ページから11ページについて、条文の朗読に代えて内容説明。）

中小企業及び小規模企業は、地域の雇用を支える等地域社会の担い手として重要な役割を担ってきたが、人口減少、少子高齢化等の環境の変化によって厳しい経営環境に直面している。このような背景があり、昨年6月の定例会においても藤田議員から一般質問があったように、矢板市としてもなんとか中小企業及び小規模企業の振興に関して、市を挙げて推進しなければならないため条例を制定するもの。

第1条、目的。矢板市が今後とも持続的に発展していくため何をすべきかということで、企業を支援する市及び金融機関、その他の関係機関がそれぞれの自分の果たすべき役割を、この条例で明確にした上で協働を図り、中小企業及び小規模企業の振興を推進し、地域社会の発展に寄与するもの。

第2条、定義。

第3条、基本理念。7つの項目を基本理念として定めている。矢板市では特に後継者の不足により事業廃業或いは解散のケースが多く見受けられることから、特に第2項における事業の持続及び承継の推進ということで、後継者の育成或いは事業主と事業承継希望者とのマッチング、仲介、これらの事業承継分野に特に力を入れていきたいと考えている。

第4条から第10条までは、それぞれの役割を明記している。

第4条、市の責務。

第5条、中小企業者及び小規模企業者の努力。

第6条、中小企業支援団体の役割。主に商工会等の関係機関が該当する。

第7条、金融機関等の役割。

第8条、大企業者の役割。

第9条、教育機関等の役割。

第10条、市民の役割。市民の皆様においても認識を共有するということ。

第11条、施策の基本方針。中小企業及び小規模企業の振興に対して、経営革新、基盤の強化、雇用の促進、人材の育成及び確保、事業承継、資金調達の円滑化等、振興に関する施策を策定し実行するもの。

第12条、財政上の措置。市の方で振興に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるもの。

第13条、災害時等における事業継続。災害発生時においても、中小企業及び小規模企業が円滑に事業継続できるよう必要な施策を講ずるもの。

第14条、小規模企業者への配慮。市としても振興に関する施策を実施する上で、小規模企業者の事情等に配慮するもの。

施行日は、平成29年4月1日からの予定。

県内における条例の策定状況であるが、足利市と佐野市は、既にこの振興条例はあるが、主に融資に重きを置いた条例であり、今回の条例、県で作った条例とは内容が異なっているので、足利市が4月1日施行に向けて改正を予定している。他に、新設の市においては、矢板市を始めとして日光市と那須烏山市が、4月1日の施行に向けて新たに取り組んでいる状況である。

○委員長 これより議案第16号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○藤田委員 この条例は、促進するとか努めるとか、努力義務的な条例だと思う。原案が通れば4月1日から施行されるということだが、具体的に、この条例ができたことによる施策は何が考えられるのか。

○商工林業観光課長 藤田委員ご指摘のとおり、ほとんどが努力義務である。市として、この条例を制定することで何をするのかであるが、先ほど申し上げたとおり事業承継に力を入れていきたい。

まず1点目として、宇都宮商工会議所の中に事業引継支援センターがある。この事業引継支援センターは、後継者がいない或いは事業の引き継ぎに不安がある中小企業者及び小規模企業者の事業承継に関する相談窓口となっている。その辺とのパイプを太くし、連携し、矢板市としても相談窓口を設置したり、講習会を開催したり、商工会とも連携しながら進めていきたいと考えている。

2点目は、昨年の12月定例会において櫻井議員から一般質問があったが、空き店舗対策事業支援補助金の強化をしていきたいと考えている。現在の空き店舗は、矢板駅から足利銀行矢板支店に通じる県道停車場線では8店舗ある。国道461号沿線では4店舗。計12店舗あり、今現在はこの12店舗が対象となっているが、これを中心市街地エリアにエリアを拡大し実施していきたいと考えている。拡大することによって更に6店舗が追加になり18店舗が補助金の対象になる。その分の予算も当初予算に盛り込んでいる。

条例を作っても何もしないと何も変わらないので、できることを少しずつ取り組んでいきたいと考えている。

○渡邊委員 森田課長の答弁の中にあった、具体的に来年度予算に、どこの部分が反映させていくとのことだが、どのくらいの金額を想定しているのか。

○商工林業観光課長 空店舗対策支援事業補助金だが、事業費の2分の1の補助で、限度が100万円だが、今回条例制定に伴いその倍額の200万円に増額している。

○今井委員 市の責務の中で、第4条第2項に工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては云々と、地域の業者を優先的に。しかし、今までのシステムで行ったら、業者も発注する側も、どうせ市役所に行ったって納めるものも今まで決まっているしと、周知させていく方法はあるのか。

○商工林業観光課長 極力そのような中小企業の皆さんの受注の機会の増大に努めるということだが、入札が前提になるので額にもよると思う。したがって、主に随意契約の範囲でできるものに関しては、極力こういった方面で考えていけないかどうか、その辺のところだと

思う。

○今井委員 かつて私も商工会にいたことがあるが、だんだん業界が変わりつつある。例えば、コピー会社、リース会社がセットで消耗品まで入ってくる。トナーを納めながら紙も納める。役所側に見れば、分離発注していくよりもコスト的に安いのかなと、わからないが、なかなか地元業者が入れないような環境が出てくる。細かいところかもしれないが、消耗品を地元調達ということをお願ひしたことがある。だんだん全体的な消耗品や需要品の地元調達率が非常に減ってきた。条例を作った以上は、市としても各窓口、商工会との連携の中で業者に周知させておかないと、作った方がいいがお題目だけ並べているような形になってしまうのではないかという気がする。その辺をもう少し当局として、条文化した以上は色々な業者に対してどのようなアピールの仕方をするのが気になる。

○商工林業観光課長 情報発信ということだが、商工会と協議しながら、どのような周知の仕方が良いのか今後検討していきたい。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第16号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決された。

【議案第20号】

○委員長 「議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○農業振興課長 (津久井保)

(「議案書」26ページを朗読。「議案書」27ページ及び28ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

農業委員及び農地利用最適化推進委員については、12月議会において定数等の議決をいただいた。今回はそれらの報酬の一部改正である。

農業委員会会長は、月額3万1千円を月額3万4千円に、農業委員会会長職務代理者は、月額2万9千円を月額3万1千円に、農業委員会委員は、月額2万7千円を月額2万8千円に改正する。また、新たに設置される農地利用最適化推進委員は、月額2万3千円とするもの。

また、改正後の月額の下に、業績割増、予算の範囲内で市長が定める額という文言が各委員についている。それについては、2月の全員協議会で説明したとおりであるが、今回の法律の改正に伴い、農地利用最適化交付金が制度化されている。この交付金については、農業

委員及び農地利用最適化推進委員の成果実績或いは活動実績ということで、その実績によって金額が決められるものである。業績割増については年額で定められないため、国の指導によりこのような表現になった。

経過措置については、今の農業委員の任期が平成29年7月19日であるため、7月19日までは今までの月額報酬、以降については新たな月額報酬になる。

○委員長 これより議案第20号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第20号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決された。

【議案第28号】

○委員長 「議案第28号 矢板市農村公園条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○農業振興課長

(「議案書」69ページ及び70ページを朗読し、改正内容説明。)

先ほど現地調査でご案内した下太田公園について、用途廃止するため条例の一部を改正するもの。

○委員長 これより議案第28号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第28号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決された。

【議案第29号】

○委員長 「議案第29号 矢板市工場立地法準則条例の一部改正について」を議題とする。

○商工林業観光課長

(「議案書」71ページ及び72ページを朗読し、改正内容説明。)

第6次地方分権一括法により工場立地法の一部が改正されたことに伴い、引用している本

条例に項ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

具体的には、工場敷地内の緑地面積率等について定めているもの。現行の制度では、県と市町村がそれぞれ準則で定めることとなっていたが、この権限が県から市町村へ全面移譲されたことにより、県が定める部分の条項が削除された。これによって、本条例に項ずれが生じたものである。

○委員長 これより議案第29号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第29号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決された。

【議案第30号】

○委員長 「議案第30号 矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○都市建設課長（阿部正信） 説明に入る前に、ただ今議案になっている議案第30号について、参考資料を用意した。配付することについて許可していただけるか。

○委員長 配付を許可する。

(資料配付)

○委員長 改めて、提案者の説明を求める。

○都市建設課長

(「議案書」73ページを朗読。「議案書」74ページから76ページについて、条文の朗読に代えて参考資料により改正内容説明。)

この条例の一部改正については、平成25年4月1日施行の道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令に基づく占用物件区分の追加、及び平成26年4月1日施行の道路法施行令の一部を改正する政令に基づく占用料の改正に伴う改正である。

1つ目として、道路法施行令第7条第2項に太陽光発電設備等の設備を道路許可物件として新たに加える。それに伴い他の専用物件区分の番号が変わるため併せて改正するもの。配付した参考資料2枚目の中段に第7条第2号に掲げる工作物として新たに加えた。

2つ目として、占用料を定める所在区分を、従前は甲乙丙の3区分であったものを、1級地から5級地の5区分に分かれ、矢板市は、当初の乙から改正により4級地に変更になり、この改正に伴う占用料の減額による変更。これによる年間占用料は約200万円の減額になる見込みである。

改正時期については、他の市町の動向をみていると、ほとんどが改正されたこともあり、

- 東京電力やN T Tからも要望されていることから今回の改正に至った。
- 委員長 これより議案第30号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- 大貫委員 これは一般的に、N T Tと東京電力に対するものが対象の条例か。
- 都市建設課長 道路敷き等の東電及びN T Tの電柱等が主な占用料である。
- 大貫委員 特異な例で、一般市民の一部に対する占用料は、この項目の対象としていないのか。
- 都市建設課長 個人の占用物件についても同様の占用料で試算している。
- 大貫委員 個人の場合の審査は、大方無理だというのが市の姿勢か。
- 都市建設課長 個人の場合の物件についても、路肩は、中の保護路肩ということで、法尻の方に占用するような形で協議をしている。
- 中村久信委員 改正の割合はまちまちという風に思う。何か算定の根拠はあるのか。
- 都市建設課長 占用料の減額になった料金の件だと思うが、先ほど占用料については、従前は甲乙丙と道路法施行令で定められており、矢板市は乙の区分の算定基準の占用料になっていた。国の地価水準の変動等によって平成26年4月1日に道路法施行令が改正され、3区分から5区分の第1級地から第5級地に変更され、矢板市の場合は4級地に設定されたということで、占用料の方も算定された状況である。
- 中村久信委員 質問の意味が通じなかったと思う。改正前と改正後の割合だが、中の占用物によって率が違っていることについてである。例えば、1ページ目の表の一番下に、その他のものとして現行占用料1,000円のものがある。これは640円に改正したということになっているが、他のところにも1,000円のものがあるが530円になったりするので、算定の根拠はあるのかということである。2ページ目の下のその他は、1,000円を530円に改正しているということで、同じ割合の改正ではないので、何か占用物によって違っているのかという質問である。
- 都市建設課長 比率はバラバラになっているが、これは国で定めた基準に基づいて、改正の占用料を矢板の場合は4級地ということで定められている数字であり、これで今回は改正させてもらった。
- 中村久信委員 国が定めたものだという意味で受け取った。要は物件によって甲乙丙みたいな形があって、それぞれが違うというならわかるが、ひとつの器の中で改正割合が違うということは、従来が物によっては高すぎたのか安すぎたのかという議論になるのだと思う。それだけ疑問を投げかけて終わりにする。
- 藤田委員 2枚目、色々なイベントに携わる者としてこれを見てドキッとしたが、旗ざおや看板で今まで徴収したことはあるのか。祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもので1日につき20円、改正後は11円である。
- 都市建設課長 この条例に基づき原則徴収している。ただし公共性が高いもの等は減免措置があるので、減免措置によって免除されることもある。
- 渡邊委員 2枚目の中で、今まで頂いているのにゼロになっている項目がいくつかある。これも国の例に準じているのか。たくさんある。今まで頂いていたのに頂かなくなる。

○都市建設課長 空白になっている部分のことかと思うが、これは、例えば上から3番目の線引きしてある部分、これが削除になった幕、第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除くと書いてあるが、先ほど説明したように第7条第2号に掲げる施設というのは太陽光発電等の設備に改正されたので、第7条第2号に掲げたものが改正により第7条第4号に掲げる工事ということで第4号になった。所謂第7条第2号だったものが第7条第4号に改正されたので、右下の下段の方に新たに第7条第4号に掲げる施設が11円ということになった。

○渡邊委員 中段の第7条第2号に掲げる工作物として新たに640円となっているが、これは課長が説明した上段の第7条第2号とは違うものになるのか。

○都市建設課長 第7条第2号に掲げる工作物として、今回太陽光発電が新たに第2号として加わったため、今まで第2号だったものが第4号になったもので、改正後の右下に改正後の料金として載っている。以前は現行の第7条第2号で挙げていたものが、改正後は第7条第4号に改まったため、そちらに改正後の料金が載っている。

○渡邊委員 真ん中の第7条第2号は何か。課長が説明するように太陽光発電関係の施設。

○都市建設課長 道路法施行令第7条をもう少し説明したいが、第7条第1号が、看板、標識、旗ざお等であった。第7条第2号が今回改正されると第4号になるが、工事用足場、詰所その他工事用施設で、現行では第2号であった。今回改正により第4号になった。今回新たに改正で第7条第2号として太陽光発電設備及び風力発電設備が載ってきた。もう1つ、矢板としては特に、第7条第3号で津波からの一時的な避難場所としての機能を有する施設として、要は今回第2号と第3号の部分が追加された。これにより、今まで第7条第2号だった工事用足場が第4号に変わった。このような表示で見づらいかもしいないが、現行の第7条には全部線引きになり、右側の改正後の第7条第4号はそのまま、今まで第7条第2号だったものが第7条第4号になるので、料金の改訂で右の改正後の欄に載っている。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第30号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決された。

【議案第31号】

○委員長 「議案第31号 矢板市営住宅条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○都市建設課長 説明に入る前に、ただ今議案になっている議案第31号について、参考資料を用意した。配付することについて許可していただけるか。

○委員長 許可する。

(資料配付)

○委員長 改めて、提案者の説明を求める。

○都市建設課長

(「議案書」77ページを朗読。「議案書」78ページについて条文の朗読に代えて参考資料により改正内容説明。)

上太田市営住宅配置図で説明する。今年度上太田市営住宅の一部取り壊しを実施した。県道矢板那須線側である。簡易耐火プレハブ造平家建2棟6戸、図面中央の簡易耐火プレハブ造2階建3棟18戸の取り壊しである。資料2枚目の市営住宅管理数だが、上太田市営住宅の管理棟数及び戸数である。平家建が4棟から2棟になり14戸から8戸になる。2階建が7棟から4棟になり42戸から24戸になる。

○委員長 これより議案第31号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第31号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決された。

【議案第35号】

○委員長 「議案第35号 市道路線の認定について」を議題とする。提案者の説明を求める

○都市建設課長

(「議案書」84ページを朗読。議案第35号議案資料により内容説明。)

今回3路線を新たに市道に認定するもの。

1路線目が、路線番号2188番、路線名が矢板北スマートインター線である。起点が矢板市下太田234番2、終点が矢板市長井1972番1、総延長1,505.3メートル、最小幅員5メートル、最大幅員8メートル、実延長1,505.3メートル。認定理由は、矢板北スマートIC整備に伴い、アクセス道路として整備を実施するため。

2路線目が、路線番号2189番、路線名が下太田5号線である。起点が矢板市下太田550番1、終点が矢板市下太田646番2、総延長370.5メートル、幅員5メートル、実延長370.5メートル。認定理由は、矢板北スマートIC整備に伴い、インター周辺道路として整備を実施するため。

3路線目が、路線番号2190番、路線名が下太田6号線である。起点が矢板市下太田690番1、終点が矢板市下太田619番1、総延長433.8メートル、幅員5メートル、実延長433.8メートル。認定理由は、矢板北スマートIC整備に伴い、インター周辺

道路として整備を実施するため。

現地調査していただいたように、路線については来年以降に実施して造るものである。この事業について、補助事業をもらうためには市道認定が必須であるため、今回認定を提案したものである。

○委員長 これより議案第35号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第35号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決された。

【陳情第22号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第22号「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情（継続）」提出に関する陳情」を議題とする。朗読を省略して審議に入る。意見はないか。

○中村久信委員 前回継続審査としたときの課題として、陳情文書表の6番目の4行目からが課題だと思っている。地方公共団体による公有林化の促進に向けというところに、更なる調査が必要という認識をしていた。これについて若干調べた結果は、経営意欲の低下した所有者の森林、要は荒れたままになっている森林が全国各地に色々あって、それを整理するにも本人の負担が多いので放置したままになっているというところに対して、このような新たな環境税を設け、それを財源として市町村が寄付を受けたり、そのような形で引き受けてほしいというのが全国的には結構あるようである。ただ、市町村が受けると市町村がその整理をしなければならないということで、要はマイナスの資産を受け入れるような形になるので、そのようなことで躊躇し進まない実情があるということで、譲り受けたら市町村が整理する費用を国が賄う。国は環境税として設けて賄っていく。そのようなことで、日本に住んでいる人が全て恩恵を受けている森林を、整備促進していくという考えだということで、林野庁のページにそのようなことが載っていたので、そのような趣旨かという風に理解をしたところである。

結論的には、森林の整備促進に対する陳情ということで、採択ということで意見を述べさせていただきます。

○渡邊委員 10番中村久信委員の説明は私もわかる。ただ、この陳情文書の中にはその条項が入っていないのでちょっと疑問を持つ。中村久信委員の説明は、多分この6番目の中の最後の3行の中に入る言葉である。ただ、残念なことに、この文章の中に中村久信委員が提案された、調べて報告された言葉は入っていない。よって、疑問がある。

他の県内市町村の状況がわかれば教えてほしい。矢板以上に山林を有している市もあるの

で、調査しているならお願いしたい。

○事務局 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市に提出されている。宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、那須烏山市が採択になっている。那須塩原市は継続審査になっている。

○中村久信委員 1つ目は私に対する質問だと思うので発言をしたい。まさに渡邊委員が話したところ。というのは、前回この3行の中を取り上げて、そこに疑義があるということだったという風に思ったので、そこを取り上げてそれに対して話をした。先ほど話した通りである。

○佐貫委員 願意妥当。

○委員長 ほかに意見はないか。

○今井委員 前回継続としたときに私が話をしたのは、引っ掛かっているのが森林環境税を新たに設ける、増税である。1番の中段に森林環境税（仮称）の早期実現を図る要望も入っている。全体的な流れは良いが、森林環境を守るために今の財源の中で、新たな財源を作るために森林環境税を前面に謳ってきている。これが私は引っ掛かる。我々地方自治体を使って、国からの、森林を守るための財源はこのようなものを作らなければ確保できないものなのか疑問がある。

必要性は感じるが、一番最初に出てきているのが増税の部分であることが気になる。皆さんがどう思うか。私はこの部分。他よりもここが気になる。これをやらなければ全てできないのか。我々はここでこれを採択するということは、増税もお願いしますという風にとれるがどうなのか。

○中村久信委員 森林の重要性は、皆さんも承知しているという風に思う。先ほど言い忘れたが、懸案となったのは確かに2つあったと思う。増税に繋がるのではないかという話。これについても色々な角度から調べたが、森林というのは先ほど言ったように、国土を守るため、日本全体、住んでいる人がそれを守っていかなければならないという趣旨からすると、国として森林環境税を設けて本来はすべきだという考えに則っているということ。

今、栃木県は栃木県だけで森林環境税を設けているが、そういったものを都道府県ごとに、あるのは今そうはないので、北海道はどうだかわからないが、府県では何ヶ所かやっている。そのようなことをするのではなく、国全体で広く森林環境税的なものを設けて負担をしてやっていくべきだという考えに則っているという風に今回の国の税制改正の方は謳っているという風に認識している。そういう認識に立てば当然ながら栃木県は栃木県で独自に森林環境税を設けているが、そのようなところの部分にも当然これが波及してくるものと思っている。

○委員長 前回は、税の問題と所有の問題ということで勉強をさせてほしいということで継続にしたが、今井委員の方からは税に対して勉強させてほしいという意見が出たと思うが、今回はどのように判断を。

○中村久信委員 私が言ったのが全くそうだが、それに対して何かあれば、税については広く日本全体でみるべきだという視点でなっているということで、増税というのは全国的に見れ

ば増税かもしれない。ただ、栃木県の県民からすると、例えば栃木県の森林環境税が無くなって全国一律になれば、どうなるかわからないという風に思う。

○大貫委員 3項目目の中にも、市町村への林務担当職員の配置等、直接私ども自治体にも関係する文面が謳われてはいるものの、林業行政への新しい方向性を今研究中であるので、願意は大方妥当であると思う。

○委員長 暫時休憩する。 (11時13分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11時16分)

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれで終了する。これより採決する。陳情第22号は、採択とすることに異議ないか。

○渡邊委員 賛成多数でという表現が必要である。先ほど休憩中に言った。休憩中に私は賛成しないと言った。賛成多数という表現でないと駄目だ。

○委員長 暫時休憩する。 (11時16分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11時17分)

○委員長 これより採決する。陳情第22号は、採択とすることに異議ないか。

(異議あり)

○委員長 異議があるので起立により採決する。採択とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立多数)

○委員長 起立多数である。したがって、陳情第22号は、採択された。

【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件等は、すべて終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉会】

○委員長 これで経済建設文教常任委員会を閉会する。 (11時18分)